

令和7年度歳入歳出決算について

歳 入	8,382,866 円
歳 出	8,119,256 円
差し引き	263,610 円（次年度への繰り越し）

歳入の部

(単位：円)

科目	予算額			決算額	比較	備考
	当初予算	増減額	予算現額			
負担金	8,000,000	0	8,000,000	8,000,000	0	幸田町負担金
補助金	0	0	0	0	0	
繰越金	368,081		368,081	368,081	0	昨年度からの繰越金
諸収支	919	0	919	14,785	13,866	決算利息
合 計	8,369,000	0	8,369,000	8,382,866	13,866	

歳出の部

(単位：円)

科目	予算額			決算額	比較	備考
	当初予算	増減額	予算現額			
会議費	351,000	-22,000	329,000	181,306	△ 147,694	委員報酬、委員旅費、お茶代
事務費	100,000	0	100,000	50,950	△ 49,050	消耗品費 振込手数料
事業費	7,865,000	22,000	7,887,000	7,887,000	0	地域公共交通計画実施業務
予備費	53,000	0	53,000	0	△ 53,000	概算
合 計	8,369,000	0	8,369,000	8,119,256	△ 249,744	

令和7年度 幸田町地域公共交通会議 会計監査報告書

令和7年度幸田町地域公共交通会議会計の収支財務関係書類を監査した結果、
いずれも正確かつ適正に執行されていることを認めます。

令和 8 年 7 月 3 日

監査人 加藤 雅敏 

令和8年度事業計画

(単位:千円)

計画場所	幸田町			
着手予定年月日	令和8年4月1日		令和9年3月31日	
事業費	38,260	左記内容	町負担金	38,260
事業目的・効果		事業内容		
公共交通の役割分担を進め、公共交通の効率化と利便性向上を図る。		1. 3駅、ハッピーネス・ヒル・幸田を交通結節点として位置付け、アクセス性を強化 2. えこたんバスは、3駅や人口集中地に運行するコンパクトなルートに再編 3. チョイソコこうたは、えこたんバスを補完することで、鉄道駅や主要施設等への移動手段を担保		

令和 8 年度予算

(単位：千円)

収 入			支 出		
区 分	予算額		区 分	予算額	
町 負 担 金	38,260	地域公共交通会議負担金	報 酬	263	公共交通会議 委員報酬 263
			旅 費	19	公共交通会議 旅費 19
			委 託 料	35,850	公共交通再編業務 4,500
					デマンド型交通（全学区3台） 24,750
					運行エリア拡大初期設定費用 5,500
					えこたんバスロケーションシステム改修費用 1,100
			使用料及び賃借料	2,128	車両リース料 2,128
合 計	38,260		合 計	38,260	

※流用については会長に一任

幸田町地域公共交通計画【概要版】

資料4

公共交通の利便性・効率性の向上に際しては、幸田町における地域公共交通の主軸であるコミュニティバス（えこたんバス）の運行内容の早期見直しを含めた幸田町の持続的発展に向けた交通体系の確立が喫緊の課題となっています。

今回、幸田町地域公共交通協議の設立と並行した取組として、「幸田町地域公共交通計画」を策定します。

本計画の実施にあたっては、行政・町民・交通事業者・企業・地域団体等がそれぞれの役割を分担・連携して取組を進め、目標の実現を目指します。

計画の概要

- 対象区域：幸田町全域
- 計画の期間：令和6年度～令和10年度（5年間）
- 根拠法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- 上位計画：第6次幸田町総合計画、幸田町都市計画マスタープラン、幸田町都市交通マスタープラン、あいち交通ビジョン
- 関連計画：幸田町地域福祉活動計画、幸田町環境基本計画 など

基本理念、基本方針、基本目標

上位計画との整合や公共交通に関する課題を踏まえて、基本理念を設定し、その基本理念の実現を図るため、基本方針、基本目標を以下に設定します。

基本方針

交通モードの連携による
生活の足の確保

- 基本目標1：交通結節点の機能強化
- 基本目標2：町内の公共交通の見直し

基本理念

人・まち・地球を大切に
公共交通体系の構築

基本方針

まちの元気の創出支援

- 基本目標3：企業や地域活動との連携
- 基本目標4：新技術の積極的活用による利便性向上

基本方針

人や地球への思いやり

- 基本目標5：地球環境問題への取組の推進
- 基本目標6：移動制約者に対する支援

幸田町が目指す公共交通の将来像

幸田町が運営する公共交通について、下記の方針で役割分担を進め、公共交通の効率化と利便性向上を図ります。

- 幸田駅、三ヶ根駅、相見駅、ハッピネス・ヒル・幸田を交通結節点として位置づけ、アクセス性を強化。
- えこたんバスは、3駅や人口集積地を中心に運行するコンソコ（こうた）に再編。
- デマンド型乗合交通は、えこたんバスを補完することで、鉄道駅や主要施設等への移動手段を担保。
- 藤田乗合直行タクシーは、幸田町と町外の総合病院を結び、必要に応じて、隣接自治体への乗り入れについても検討。

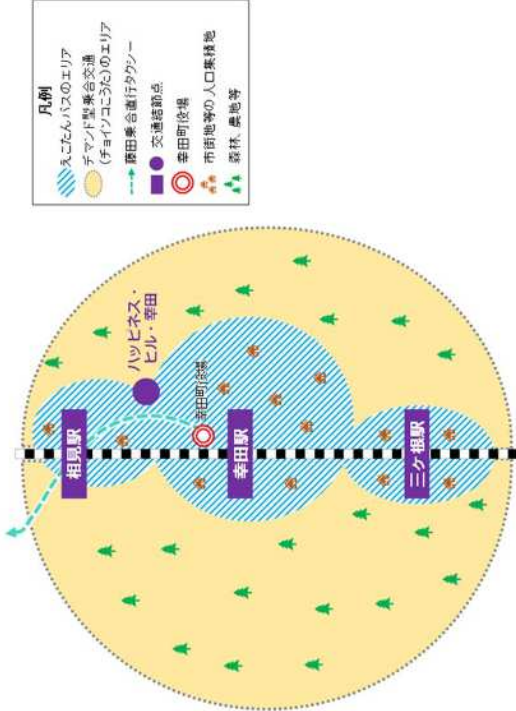


図 幸田町が目指す公共交通の将来像

表 幸田町内の地域公共交通の位置づけ

位置付け	系統	役割
広域幹線	JR東海道本線	幸田町と他地域を結ぶ広域交通軸
地域内幹線		幸田町内の居住地域や主要施設等を結ぶ地域内の基幹交通軸
支線	えこたんバス	幸田町内の居住地域と鉄道駅や主要施設等を結ぶフィーダー交通
	デマンド型乗合交通（チャイコソコ）	えこたんバスを補完する交通
専用軸	藤田乗合直行タクシー	幸田町と町外の総合病院を結ぶ専用交通軸

幸田町地域公共交通計画【概要版】

基本方針：交通モードの連携による生活の足の確保

基本目標 1：交通結節点の機能強化

主要施策：①鉄道の再整備 ②乗継改善

鉄道駅の再整備や、交通モード間の乗継改善を行うことで、交通結節点の機能強化を図ります。交通モード間の連携を強化することで、幸田町全体としての公共交通の効率性を高めます。

基本目標 2：町内の公共交通の見直し

主要施策：③公共交通等の再編

幸田町が運営する公共交通（えこたんバス、チョイソコこうた、藤田乗合直行タクシー）について、役割分担、重複解消、需要に応じた運行形態の変更・サービス水準の適正化、効率化を行うことで、過剰な財政負担の増加を抑制しながら、公共交通の利便性向上、町民の生活の足の確保を図ります。

基本方針：人や地球への思いやり

基本目標 5：地球環境問題への取組の推進

主要施策：④モビリティマネジメントの実施

⑩環境へ配慮した行動の推進、設備の導入

公共交通の見直しと併せて、企業や学校と連携したモビリティマネジメントの実践や公共交通のPRIにより、自動車利用から公共交通利用へ転換するキッカケ作りを行います。加えて、環境へ配慮した設備の導入についても検討することで、地球環境問題解決に向けた取組を推進します。

基本目標 6：移動制約者に対する支援

主要施策：⑪公共交通利用案内の充実 ⑫バリアフリー化の推進

⑬移動制約者へのタクシー料金助成の実施 ⑭免許返納者への移動手段の提供

公共交通の利用案内の充実やバリアフリー化の推進、移動制約者への移動手段の提供により、移動制約者の方でも使いやすい公共交通となることを目指します。



基本方針：まちの元気の創出支援

基本目標 3：企業や地域活動との連携

主要施策：④企業等との連携

⑤外出支援や地域活動との連携

バス停やバス車内への広告設置、外出支援や地域活動との連携、地域主体の取組の社会実装（坂崎コミュニティ等）を進めることで、外出支援やコミュニティの創生を図り、まちの元気の創出を支援します。



基本目標 4：新技術の積極的活用による利便性向上

主要施策：⑥タクシー助成券の決済高度化に向けた実証

⑦バス利用実績の収集・蓄積システムの構築

⑧新たなモビリティサービスの導入に向けた技術研究

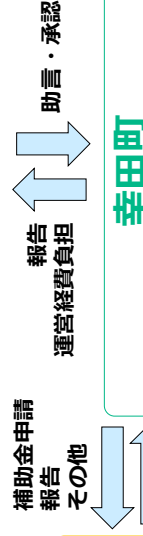
自動運転やMaaSの開発、ICT技術の活用による効率化を積極的に推進することで、新たな活力を創出するための基盤整備を行います。



計画の推進体制

行政だけではなく、町民や交通事業者をはじめとした関係機関等が連携・協働し一体となって、取組を進めることで、新たな幸田町の公共交通を共に創ります。

幸田町地域公共交通会議



各事業の実施

幸田町地域公共交通会議設置要綱要領

(趣旨)

第1条 この要綱要領は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うために設置する幸田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するとともに、交通計画に位置付けられた事業を実施する。

- (1) 幸田町の総合的な交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うこと。
- (3) 地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。
- (4) その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 町民又は利用者の代表者
- (5) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (6) 愛知県の関係行政機関の職員
- (7) 道路管理者、愛知県警察、学識経験者その他交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱又は任命された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(報酬等)

第5条 委員の報酬は、日額7,300円とする。

2 委員が交通会議の会議（以下「会議」という。）に出席するために必要な交通費及び委

員が交通会議の職務のための旅行に必要な交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算し、支給する。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから町長の指名により定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨及び代理人の氏名等を会長に届け出ることで、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めたときは、非公開とすることができる。
- 6 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(協議済み事項の軽微な修正等)

第9条 会議において協議が調った事項で次に掲げるものについては、関係者と協議の上、会議での協議を省略することができる。

- (1) 停留所の名称の変更
- (2) 停留所の新設又は廃止を伴わない経路の変更(運賃又は料金について、設定又は変更を要するものを除く。)
- (3) 経路の変更を伴わない停留所の新設、位置変更等(運賃又は料金について、設定又は変更を要するものを除く。)
- (4) 運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正

(書面による決議)

第10条 会長は、次に掲げる場合は、会議を招集することに代え、書面による決議を求めることができる。

- (1) 前条に定めるもののほか、軽微な事項を議事とするとき。
- (2) 緊急を要する事項を議事とするとき。

(3) 災害の発生又は感染症のまん延等により、会議の招集が困難なとき。

(4) その他会長が特に必要と認めたとき。

(分科会)

第11条 会長は、第2条に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃料金部会)

第12条 交通会議は、旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、運賃料金部会を置く。

2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2) その他運賃料金部会が必要と認める事項

3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 町長又はその指名する町職員

(2) 運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

(3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

(4) 住民又は利用者の代表

4 運賃料金部会に部会長をおき、町長又はその指名する町職員からこれを充てる。

5 部会長は、部会務を総理し、運賃料金部会を代表する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

7 運賃料金部会の議決は全会一致を原則とするが、これが困難な場合においては出席委員の過半数をもって決することとする。

8 運賃料金部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

9 部会長は、運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議の会長に報告するものとする。

10 前各項に定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

(守秘義務)

第12.1.3条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第12.1.4条 交通会議の事務局は、企画政策課に置く。

(経費の負担)

第~~1-4-1~~5条 交通会議の運営に要する経費は、原則として幸田町が負担する。

(財務に関する事項)

第~~1-5-1~~6条 交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第~~1-6-1~~7条 交通会議に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。

3 監査委員は、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(雑則)

第~~1-7-1~~8条 この要綱要領に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱要領は、令和4年7月25日から施行する。

附 則

この要綱要領は、令和8年7月9日から施行する。